



元気な森づくり



「とちぎの元気な森」を次の世代に引き継ぐために

発行元：とちぎの元気な森づくり県民会議
事務局：宇都宮市塙田1-1-20 栃木県環境森林政策課内
連絡先：028-623-3262

H20.3-

No.7

「とちぎの元気な森づくり憲章」を発表しました

「とちぎの元気な森づくり県民会議」では、県民協働で森づくりを進めるための基本理念となる憲章を策定し、平成20年3月25日に公表しました。

とちぎの元気な森づくりを推進するためには、県民全員が共通の認識を持ち、持続的な県民運動として森づくりに取り組むことが重要です。このため、憲章策定にあたっては、広く県民の意見を求めたところ、次のように1,248点と多数の意見をいただきました。元気な森づくり憲章策定委員会において、お寄せいただいた御提言を参考とさせていただきながら、次のように決定しました。

応募総数 1,248点（内訳：小学生207点 中学生415点 高校生328点 大学生92点 一般206点）

とちぎの元気な森づくり憲章

——見直そう「森と木の文化」引き継ごう「とちぎの元気な森」——

私たちは、古くから暮らしの中で森や木材と深く関わり、森と木の文化を育んできました。先人の長年の努力により守り育てられてきた森は、県民みんなの財産として健全な状態で、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、県民一人ひとりが森の大切さに気づき、荒廃した森の現状を理解し、新たな森づくりに取り組んでいくことが必要です。

私たちは、本県の森に元気を取り戻し、未来に贈るため、県民全員が考え、行動できるように「とちぎの元気な森づくり憲章」を制定します。

私たちは、

- 1 森からの恵みに感謝し、語り合い、森への理解を深めます。
- 2 暮らしや環境を守るため、元気な森づくりを進めます。
- 3 木の文化を見つめ直し、暮らしの中で木材の活用に努めます。
- 4 みんなの理解と協力の輪を広げて、元気な森をつくれます。
- 5 100年後の未来のために、すべての生き物が豊かに生きられる元気な森を残します。

私たちは、「森と木の文化」を見直すとともに、それぞれの立場で「とちぎの元気な森づくり」に参加し、「森からの恵み」を後世に伝えます。

2008年3月25日 提唱
栃木県・とちぎの元気な森づくり県民会議

応募いただきました憲章のフレーズは県庁15階展望ロビーに掲示しています

「とちぎの元気な森づくり憲章」策定の参考とさせていただくため、県民の皆様からいただきました1248件のフレーズは、3月14日から4月4日まで県庁本館15階の展望ロビーに掲示させていただいています。ぜひ、県庁まで足をお運びいただき、森づくりへの熱い思いの数々を御覧くださいようお願いします。



紙上フォーラム「とちぎの元気な森づくり」が開催されました

平成20年3月13日 宇都宮市でふるさとの森を守ろうをテーマとして紙上フォーラム「とちぎの元気な森づくり」が開催されました。とちぎの元気な森づくり県民会議会長をはじめ、4人のパネラーの皆さんの発言の要旨を紹介させていただきます。

(詳細は3月26日付の下野新聞を御覧ください。)



パネラー：

とちぎの元気な森づくり県民会議会長（宇都宮共和大学学長） 須賀英之氏
宇都宮大学教授 陣内雄次氏
栃木県教育委員 臼井佳子氏
栃木県知事 福田富一氏

司会：下野新聞論説委員長 綱川榮氏

とちぎの元気な森づくり県民会議会長 須賀英之氏



県民協働での保全活動は必須

環境共生先進県である本県の歴史と伝統を受け継ぎ、様々な機能を有する森林を次世代に残していくことは重要です。森づくりは、地道な活動ですが、森林は社会全体で守っていくことが重要であると考えており、「とちぎの元気な森づくり憲章」の理念のもとに県民運動として展開する必要があります。

森林整備は、地球温暖化防止など、人類の生存を左右する上でも大きな課題です。国においては、かけがえのない森林を守り育て、地球温暖化防止にも貢献していくため、国民一体となって「美しい森林(もり)づくり」を展開しています。私たち「県民会議」においても、連携して総合的な取り組みを進めていきたいと考えています。

栃木県教育委員 臼井佳子氏

自然と闘いながらも山を愛し守る地道な仕事のお陰で、日本の原風景も環境も支えられていたのだと実感しています。県内には、草や花を愛する方が大勢いますが、県土全体が自分の大きな庭と思えたら良いですね。

森林には、環境保全など多くの機能があります。その機能を維持し向上させるには、自ら体験することは重要だと思います。「木育(もくいく)」という考え方があるそうですが、木の生産と木を生かした生活をつなぐ事を目的に小中高校生に森林体験をしてもらい、木や森の知識を学ぶ中で木を使う大切さ、しかも県産材の価値が浸透すれば、今森が抱えている問題は良い方向に向かうのではないのでしょうか。



郷土の森に目を向け愛着を

宇都宮大学教授 陣内雄次氏



「環境学習」から行動へ

「都市」は、森林などの自然がなければ成り立ちません。自然の恵みを県民が学び感じ取り、環境配慮型の生活様式に転換していくことが求められています。税をきっかけとして、県民の意識に変化が起こることが重要であり、県民各自が「共生概念」を持ち、森づくりに参画していくということが必要なのです。

市民、事業所、行政それぞれのセクターが連携しつつ、世代を超えて森づくりに関わっていくことが望まれます。市民は市民としての「権利と責務」ということを今一度真剣に考え、それぞれのセクターがそれぞれの役割を認識し取り組んでいけば、県民協働の森づくりは、世界に誇れるものになっていくのではないのでしょうか。

栃木県知事 福田富一氏

県民の安全で安心な生活を確保するため、荒廃した森林の元気回復は待ったなしの状況ですので、とちぎの元気な森づくり県民税を導入させていただきました。その県民税によって、「元気な森づくり」と「森を育む人づくり」を始める予定です。県では、荒廃した奥山林の間伐とボランティアの研修や情報の発信などを行います。一方、市や町には、身近な里山林の再生とボランティア活動の支援や環境教育の支援を実施していただく予定です。

また、「とちぎの元気な森づくり県民会議」の皆さんには、森づくりや木づかいなどの普及啓発と、流域都市住民との森づくり交流などの活動をお願いすることとしています。



税による新事業で森林保全

森林の有する機能は、健全な状態で、はじめて高度に発揮されます。県民による森づくりや、木材を使うことによって森林資源が循環し森林も整備される仕組みをつくっていかねばなりません。森林は、安心して安全な社会の形成に寄与する社会資本でもあります。これからの森づくりについて、県民全体で議論し、協働して進める必要があります。

まず、県民の皆様には、森林の働きや大切さを知っていただきたいと思います。そして、森林の現状を認識し、整備の必要性を理解し、森づくりに参加していただきたいと思います。そのため、多くの方々が森づくりに参加し易いように環境を整えるとともに、多くの県民の皆様と一緒に、とちぎの元気な森づくりを推進したいと考えています。

県議会 2月定例会で「とちぎの元気な森づくり」関連の質問がありました

平成20年2月29日に開会した県議会定例会において、とちぎの元気な森づくりに関する質問がありましたので、その概要をお知らせします。



質問する渡辺議員

渡辺渡議員：とちぎの元気な森づくりについて (森づくり憲章の制定)

県民協働による森づくりを持続的な取組としていくためには、県民運動として本県の森づくりが進められるような機運を醸成する必要があり、県民が共通意識を持つような本県の森づくりの基本的な理念を県民に示すべきであると考える。このような中、「とちぎの元気な森づくり県民会議」において、現在、「森づくり憲章」の制定を進めていると聞いている。そこで、そのことに対する知事の思いと制定の状況と併せて伺う。

福田富一知事の答弁

とちぎの元気な森づくりを県民一人ひとりがそれぞれの立場で考え、行動を起こすためには、私は、県民共通の理念が必要ではないかと考え、本県で初めてとなる憲章を策定することとしました。

また、この憲章には、森づくりに対する県民の皆様のお考えを込めたいと考え、「森づくりを進めるために、あなたなら、何に心がけますか、何ができますか、どう進めますか」と呼びかけを行ったところです。

その結果、小学生から高齢者に至るまでの幅広い県民の皆様から1,248件もの御提言が寄せられました。その内容は、「暮らしや環境を守るため、元気な森づくりを進めます」や「豊かな森を未来

に伝えます」など、森づくりへの熱い思いが込められたものばかりでした。

これらのことは、県民の皆様のご理解の輪が広がっている証であり、とちぎの元気な森づくり県民 税事業のスタートを目前に控え、大変心強く感じています。

現在、いただきました御提言をもとに、とちぎの元気な森づくり県民会議で御議論いただいているところであり、3月には、仮称ではありますが「とちぎの元気な森づくり憲章」として発表し、県民全体が共通の理念のもとに森づくりに取り組めるよう、県民運動を盛り上げて参ります。



答弁する福田知事

小高猛男議員：とちぎの元気な森づくり県民税 について（担い手の確保）

「とちぎの元気な森づくり県民税」の導入により、県では今後、これまでの約2倍となる年間8,000haを目標に間伐を進めるとのことであるが、整備の主な担い手となる森林組合等の作業員は現在約600人に減少し、高齢化も進んでいる状況である。

「とちぎの元気な森づくり県民税」事業による荒廃した人工林の間伐を着実に実施していくためには、担い手の確保が大変重要な課題であると考え、県では、税事業で行う間伐の担い手の確保にどのように取り組むのか、知事に伺う。



質問する小高議員

福田富一知事の答弁

「とちぎの元気な森づくり県民税」事業により、本県の荒廃した森林の間伐を計画的に実施していくには、私も、担い手の確保が何よりも重要と考えております。

すでに、森林組合などの中には、税事業による森林整備量の増大を見込んで、新規就業者を雇用する取組を始めているところもあると聞いており、関係者の前向きな取組を心強く感じております。

県といたしましても、引き続き「緑の雇用担い手対策事業」等、国の制度を活用しながら、就業者の共同募集の実施、労働安全の確保や雇用条件の改善など担い手対策を促進するとともに、林業センターで実施している技術研修の内容を見直すなど、若い担い手の確保・育成に努めて参ります。

また、冬期間に集中している間伐作業を年間を通じて行えるよう発注時期の見直しに取り組むとともに、他県の積雪地域の労働者を県内で雇用する仕組みの創設、さらに、入札制度の見直しと監理技術者の養成研修を行い、新たに他産業も間伐事業に参入できるようにしたいと考えております。

いずれにいたしましても、森林組合等の全面的な協力を得ながら、関係者の皆様と一体となって、税事業の円滑な推進に、積極的に取り組んで参ります。



質問する野村議員

野村壽彦議員：とちぎの元気な森づくり県民税に ついて（税事業実施における市町村との連携）

とちぎの元気な森づくり県民税については、元気な森づくり推進市町村交付金事業費が約35%を占めることから、私は、この事業を着実に実施していくにはいかに市町と連携が図れるかが重要な鍵となるものと考え。

しかし、県とは異なり市町には森林・林業を専門とする技術職員はおらず、市町が行う里山林整備事業を実施するのに必要なノウハウも持ち合わせていないのが現状ではないかと思われる。

そこで、県は、市町村交付金事業を市町が円滑に実施していくため、どのように連携して取り組む考えか知事に伺う。

福田富一知事の答弁

私は、本県の原風景とも言える里山林を、明るく元気な森へ再生したいと考え、里山林の整備を「とちぎの元気な森づくり県民税事業」の柱の一つとして、市町村交付金事業を創設いたしました。

市町との適切な連携を図りながら事業を実施するため、ブロック別市町村長会議等を通し意見交換を行ったところ、全ての市町から事業実施の意向が寄せられた一方で、森づくりに関しての適切な指

導・助言を望む声も寄せられたところです。

お尋ねの市町との連携につきましては、本年4月に新たに設置する環境森林事務所において、市町の事業計画策定段階から事業実施に至るまで、技術的支援を行うこととしております。

特に、里山林整備事業につきましては、その整備目標や具体的な整備方法などを盛り込んだ「里山林整備マニュアル」を作成するなど具体的な支援を行って参ります。

今後とも市町や関係団体と密接に連携し、一体となって取り組みながら、市町村交付金事業の円滑な執行に努め、県民共有の財産である大切な森林を将来に向けて守り育てて参ります。

三森文徳議員：環境学習の推進について

とちぎの元気な森づくり県民税が導入され、県民の環境に対する関心も一層高まるものと思われる。

新聞紙上でも、子どもたちの環境に関する活動の記事や、小中高生から寄せられる環境の大切さに関する投稿も数多く見られる。このような中、県では「栃木県環境学習指針」を見直し、新たに「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」の策定作業を行っているが、環境は幅の広い分野であるため、この指針において部局を超えた取組として、どの県の子どもよりも環境への愛情と理解が深い子どもたちに育てるための「とちぎ発の新しい環境学習」を打ち出して欲しいと願っている。

そこで、県が新たに策定する「栃木県環境学習・環境保全活動推進指針」において、どのような「とちぎの子ども」を育てようとしているのか、環境森林部長に伺う。



質問する三森議員

小林恒夫環境森林部長の答弁



答弁する小林環境森林部長

県では、これまで、こどもエコクラブや緑の少年団活動への支援、環境学習プログラムが学校教育の場での活用など、環境学習の総合的・効果的な推進に努めて参りました結果、環境問題に対する関心は年々高まってきております。

この芽生えた関心を具体的な環境保全活動につなげていくため、近く公表する新たな指針では、環境学習の基本的な考え方として「親しむ、知る、行動する」を掲げることとしております。

豊かな人間性や社会性を育む時期にある子どもたちが、自然とのふれあいなど多様な体験を通して、環境に対する感性を高め、実際に環境保全に取り組んでいくことは大変

重要であります。

このため、教育委員会や関係部局、市町、活動団体との連携を図り、4月から導入する「とちぎの元気な森づくり県民税」も活用し、指導者の養成や体験活動機会の充実、活動に関する情報発信など、家庭や学校、地域等における環境学習を支援するための基盤づくりを進めて参ります。

これらの取組を通して、清らかなふるさとの恵みやかけがえのない地球を大切に作る心と、環境問題を自分のことと捉え、自ら進んで行動する実践力を兼ね備えた、とちぎの子どもたちを育て参りたいと考えております。